

広島県告示第百十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第七条の規定によって、県道の路線を次のとおり認定する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部道路企画課及び広島県芸北地域事務所建設局において、平成二十一年二月十九日までの間、縦覧に供する。

平成二十一年二月五日

広島県知事 藤 田 雄 山

整理番号 三〇三	路線名 上筒賀津浪線	起	重要な経過地
		終	
	山県郡安芸太田町上筒賀	山県郡安芸太田町津浪	